

相続の手続と法定相続情報証明制度

POINT 誰が法定相続人にあたるのかを一覧にした証明書
 複数の書類を取得する手間と経済的負担を軽減

亡父の預金の名義変更をしようと金融機関に行ったところ、市役所で亡父の出生から死亡までの戸籍・除籍謄本全部を取得して持参するか、法務局発行の「法定相続情報証明」を持参するよう言われました。「法定相続情報証明」とは何ですか？

平成29年5月29日から

「法定相続情報証明制度」が
 スタート

近年、所有者不明土地問題や空き家問題が社会問題化しています。これらの要因として、相続が発生しても相続登記がなされず登記名義が死者名義のまま放置されていることが原因のひとつと考えられています。

ところで、不動産にせよ、預貯金等にせよ、被相続人(亡くなられた方)の財産を相続人に名義変更するためには、まずその前提として誰が法定相続人にあたるのかを確定しなければなりません。そのためには、市区町村役場等に赴き(または郵送で)被相続人の出生から死亡までの事実が記録された複数の戸籍・除籍謄本等を取得しなければなりません。

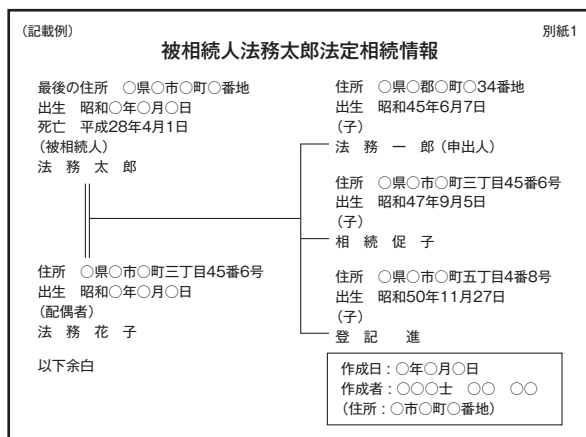
の負担(経済的にも負担がかかります)を軽減するために平成29年5月から新たに運用が始まったのが「法定相続情報証明」の制度です。「法定相続情報証明」を取得すれば、いわゆる戸籍の束を何セットも取得する必要がなくなります。

「法定相続情報証明」発行の手順など

① 相続人または代理人(※)が別紙1のような法定相続情報一覧図を作成し、被相続人の出生から死亡までの戸籍除籍謄本等を添付して、申出書とともに法務局(被相続人の本籍地や最後の住所など)を管轄する法務局)に提出します。

※この制度で代理人となれるのは相続人の親族のほか、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、

弁理士、海事代理士及び行政書士に限られます。



② 法務局の登記官が戸籍謄本等と一覧図を確認し、提出された一覧図を保管した上で(一覧図は5年間保管されます)、「認証文付き法定相続情報一覧図の写し」を希望の通数分交付してくれます。なお、発行手数料はかかりません。

法定相続情報一覧図の記載例等」法

「法定相続情報証明」の注意点

「法定相続情報証明」は、前述の被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等に替わるものですので、不動産の相続登記のみならず、預貯金の名義書換等にも使えます。ただし、例えばある財産を被相続人から特定の相続人に移動するためには、これに加えて遺産分割協議書等が必要になります。

また、保険会社等では戸籍除籍謄本等の原本の提出を求められる場合があります。

回答



司法書士
 しもたしひろゆき
 下田代博之 さん